## 法学委員会分科会の設置について

## 分科会等名:生殖補助医療と法分科会

1	所属委員会名	法学委員会
	(複数の場合	
	は、主体となる	
	委員会に○印を	
	付ける。)	
2	委員の構成	20 名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	現代社会における生殖補助医療の進展にともない、生命や
		カップル、親子関係をめぐって法の担う役割はますます重要
		なものになっている。2020 年には「生殖補助医療の提供等
		及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例
		に関する法律」が制定された。しかし同法の内容自体や、な
		お残された課題として、出自を知る権利や卵子提供、凍結精
		子による死後受精、出生前診断、着床前診断、同性カップル
		に対する生殖補助医療等がある。今後の生殖補助医療の実践
		や研究、医療制度に関する法や政策のあり方において、法の
		役割を十全に果たすためには、患者・当事者、子、親、ドナ
		一、医療者、研究者などの多様な関係者の権利を踏まえた多
		角的な検討が必須である。さらに生殖医療実践のグローバル
		化傾向の中、国際的な法制度や比較法に基づいた検討も不可
		欠である。
		本分科会は、上述の課題に対して、民法、家族法、国際私
		法、憲法、医療制度、医学、国際人権法、社会学、スポーツ
		史などの諸分野における知見を活用し、諸科学分野とも連携
		し、第 25 期開催のシンポジウム「生殖補助医療のこれから
		―社会の合意に至るために考えること―」の成果を引継ぎ、
		生殖補助医療の健全な発展とその有効な活用を可能とする
		医科学技術・学術の法政策のあり方について審議し、「見解」
		として社会に発信することを目的とする。
4	審議事項	生殖補助医療の実践と学術の健全な発展と有効な活用を可
		能とする法と政策のあり方に係る審議に関すること
5	設 置 期 間	令和6年3月25日 ~ 令和8年9月30日
6	備考	